



しょうがいしやもんだい しょうがいしやさべつ もんだい
障害者問題は障害者差別の問題

しゃかいふくしほうじん かいりじ とみた ただかず
社会福祉法人ちいしば会理事 富田 忠一

二〇〇〇年十一月十二日

第三種郵便物承認

毎月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行

ことし がつ ならけんしようがい ひと ひと く しゃかい じょうれい いちぶ
今年、10月から「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の一部が
せこう しょうがいしや ふりえき と あつか こうりてきはいりょ ふていきょう きんし ぐたいてきないよう
施行されました。障害者への不利益な取り扱いや合理的配慮の不提供を禁止する具体的な内容について
くに せこう しょうがい りゆう さべつ かいしよう すいしん かん ほうりつ しょうがいしやさべつかいしようほう おな
は、国が施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と同じ
らいねん がつ せこう くに ほうりつ しょうがい りゆう さべつ ふりえき と あつか ごうりてき りゆう
来年4月の施行となります。

ならけん じょうれい くに ほうりつ しょうがい りゆう さべつ ふりえき と あつか ごうりてき りゆう
奈良県の条例、国の法律とともに「障害を理由とする差別」として、1. 不利益な取り扱いと2. 合理的
はいりょ ふていきょう かか ふりえき と あつか しょうがい りゆう ごうりてき りゆう
配慮の不提供を掲げています。「不利益な取り扱いとは、障害を理由として合理的な理由なく、サー
ていきょう きよひ せいげん じょうけん つ こうい ごうりてき はいりょ
ビスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。合理的な配慮の
ふていきょう しょうがい ひと しょうがい ひと しょうへき じょきょ ひつよう
不提供とは、障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものの除去を必要としている
むね いし ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう しょうへき と のぞ
る旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないのに、障壁を取り除くこ
ひつよう ごうりてき はいりょ こうい ならけん じょうきじょうれいけいはつ
とについて必要かつ合理的な配慮をしない行為をいいます。」（奈良県 上記条例啓発パンフレットより引用）

くに ほうりつ ならけんじょうれい そういてん くに ほうりつ ごうりてきはいりょ ぎょうせいきかん きむか みんかん
国の法律と奈良県条例の相違点は、国の法律は合理的配慮を行政機関にのみ義務化し民間について
どりょく ぎむ とど たい ならけんじょうれい ふりえき と あつか ごうりてきはいりょ ふていきょうとも なんひと
は努力義務に留めているのに対し、奈良県条例は不利益な取り扱い、合理的配慮の不提供共に「何人」
たい きん ならけんじょうれい しょうがい りゆう さべつ そうだんたいせい もんだいかいけつ
に対しても禁じています。また、奈良県条例では障害を理由とした差別の相談体制として問題解決に
ちようせいいいんかい じょげん ちじ かんこく こうひょうとう めいき
むけての調整委員会による助言、あっせんや知事による勧告、公表等を明記していることです。

さべつ せいで おも じだい しょうがい ひと い
差別が制度によってなくなるとは思われません。しかし、いつの時代も障害をもつ人たちが生きづら
かか げんじょう しょうがいしやもんだい しょうがい とうじしゃ かだい せきにん しゃかい わたし さべせい
さを抱えている現状（障害者問題）は、障害をもつ当事者の課題や責任ではなく社会（私）の差別性
しゃかいてき にんち ほうりつ じょうれい ゆうこう さよう
によるものであることを社会的に認知させるには、この法律や条例は有効に作用するはずです。また、
しょうがいしや さべつ しゃかい げんじょう かいぜん さべつ こくはつ どうじ かいけつ ごうりてき
障害者を差別する社会の現状を改善するためには、「差別を告発する」と同時に解決における「合理的
はいりょ ないよう ぐたいてき ていじ さべつ がわ じったい かくじつ へんか もと じゅうよう
配慮」の内容を具体的に提示し、差別してしまった側の実態に確実な変化を求めていくことが重要です。
てんまんてん くふう はいりょ さべつ げんじょう けいけん しゃがい ひと
100点満点ではなくても、どんな工夫や配慮があれば差別の現状が軽減できるのか、障害をもつ人たち
かか い けいけん しょうがいとうじしゃ しえん わたし はっしん
が抱える生きづらさを軽減できるのかを障害当事者やその支援にかかる私たちが発信していくこと
ひつよう
が必要です。

ごうりてきはいりょ しゃかい しょうがい ひと ふびょうどう しゃかい しょうがい ひと
合理的配慮がない社会は障害をもつ人たちにとって、不平等な社会であり、障害をもつ人たちへの
さべつ ほうち しゃかい あらた にんしき がわ じったい かくじつ へんか もと じゅうよう
差別を放置している社会であることを改めて認識しなければなりません。

“マイナンバー法”ってどうなの?

かいじむちょう わだやすこ
ちいしば会事務長 和田泰子

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、この長ったらしい法律が通称マイナンバー法と言われるものです。

2013年5月24日に成立し、今年10月～12月にかけて通知カードが各家庭に配布され来年1月から本格運用がスタートするのですが、国民に対して十分な説明もないままに、国民に番号を付けて一元管理しようなんて「失礼極まりない！一体国は何がしたいのか！！」と感じます。

国民にとっては一部の行政手続きが簡素化され利便性が向上するとメリットを掲げられていますが、将来的には家族構成や税金の納付状況、給料や預貯金、不動産などの資産情報や生命保険、医療に関する情報など93項目に渡る個人情報が網羅されるとされています。つまり、国に個人の資産をはじめ、私生活における情報や状況を全て把握され管理されてしまうということなのです。また、これだけの個人情報が漏えいしてしまったと考へると大変恐ろしいことです。が、実際にマイナンバー先進国のアメリカなどでは（税や社会保障以外にも犯罪歴、選挙権、徴兵に至るまでを管理している。）その個人情報を盗み本人になります「なりすまし事件」が後を絶たないと言われています。国内でも既にマイナンバーを誤って住民票に記載してしまうミスや詐欺事件が各地で相次ぐなど管理体制の不備や流出への不安を拭えない状態にあります。

私は日々の業務で労務管理に携わっているので、このマイナンバー法に大変不安を抱いています。2007年社会保険庁の「消えた年金問題」や、今年の年金機構の個人情報流出が大きな問題になっており国民の不安や怒りが収束したわけでもないのに、個人情報の殆どを網羅するマイナンバーの管理を民間事業者にも課し、情報が流出した場合には罰則まで科すと言われるではありませんか。なぜ民間事業者が国の下請け業務のようなことを課せられて刑法で罰せられることになるのか到底理解できるものではありません。

現状でも職員や利用者の個人情報の取扱いには慎重になります。しかし、マイナンバーが導入されることでこれまで以上にストレスを感じることは否めません。今回ちいしば会でもセキュリティ強化のためにシステム導入を行いましたがそれでも絶対的な安心はないのです。

国の機関でさえ不十分だった管理体制の構築を民間事業者が確立していかなければならぬ現状に憤りを覚えながらも、マイナンバー事務取扱担当者の重責を担うことになる現実を受け止めなければなりません。たった12桁の数字でも、その数字を確認した瞬間から管理業務は始まるのです。とにかく、ちいしば会に関わる人たちに迷惑が掛かることのないように気持ちを引き締めて取り組みたいと思います。

知的障害をもつ人に対する『合理的配慮』について考えてみよう！⑧

ちいしば園 えん おくだようこ 奥田陽子

秋の外出企画を進めるなかでの1コマです。

4人の支援者がそれぞれに考えた行き先を提案するプレゼンテーションをおこない、お勧めしたいポイントを伝えました。その中のひとりの支援者①は、「私が提案する行き先へは、JRでも近鉄でも地下鉄でも行くことができますよ。」と説明しました。プレゼンテーションが終わり、みんなが自分の興味のある行き先を選択します。毎日JR線を使って通所している電車好きのAさんは、近鉄電車や地下鉄に乗りたいなあという想いで、支援者①の提案した行き先を選びました。他にも数名の人が同じ行き先を選び、一緒に行く人が確定しました。後日、みんなで相談して外出計画を立てようという時、

支援者①「行程表は、ぼくが作ってきたのでこれを見てください。」

支援者②「あれ？ JRで行くの？ グループでの話し合いは今日が初めてなのに、なんで？」

支援者①「話し合いはまだだけど、JRで行く方が近いし早く行けるからその方がいいと思って…。」

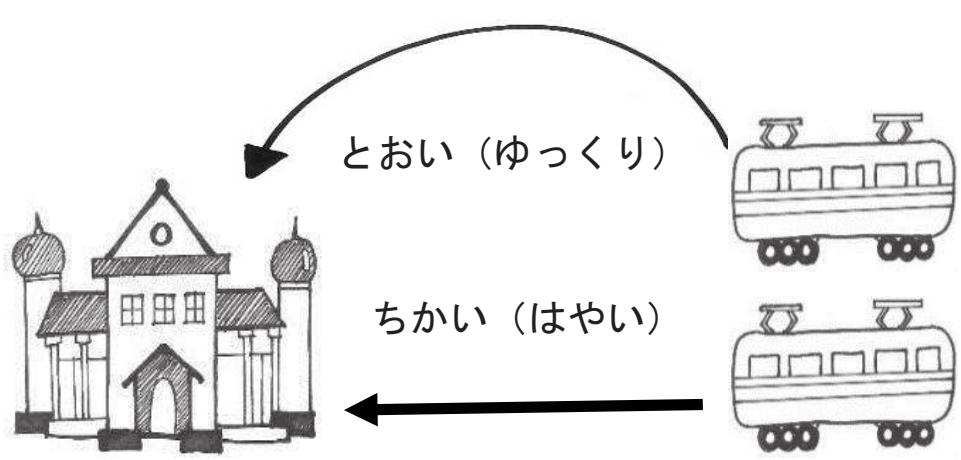
支援者②「たしかに早く行けるかもしれないけど、Aさんは、行き先だけじゃなくて電車での行き方も楽しみにしてたよ。説明もなしに勝手に決めるのはおかしいと思うなあ…。」

支援者①「言葉で説明するのが難しいと思って…。」

支援者②「みんなで話し合いをした結果がどれになるかは別として、まずみんなへ説明をして、意見を聞いてみないとね。たとえばこんなやり方もできるね。(下記参照)」

写真を使って選択肢を提示する

距離を絵で表わす



2016年に施行される差別解消法では、合理的配慮の不提供は差別にあたるとし、それを禁止しています。知的障害をもつ人とコミュニケーションをはかる際、情報をどのように伝えるのか、自己決定をどのように促すのか「工夫」を凝らし手段を追求すべきなのです。私たちは話し言葉を多用しますが、聴覚だけに頼って伝えるのではなく、写真や絵、切り抜き、ピクトグラム、実物等々を用いて視覚に働きかけると伝わりやすくなります。また、文字を活用し文字盤や筆談を用いることや、身振り手振りで表現するジェスチャーも有効です。こういった手段の中から、それぞれの障害特性に応じた最も有効な手段を選択し、組み合わせることによってコミュニケーションの可能性は広がると思います。

知的障害をもつ人たちの多くは、「うまくコミュニケーションがとれないから」といって、様々な経験を積む機会や主体的な活動の機会を奪われてきました。「自己決定」や「自己主張」ができるのではなく、周囲の者や環境がそうてしまっているという認識を改めて持つ必要があるのです。また、自分と同じように彼らには彼らの「想い」があることにすら気付けていないなら、そのことを省みる必要があるでしょう。数年前に施設長から教わった「隣人を自分のように愛しなさい。」(マタイによる福音書22:39)という聖書の言葉があります。自分を大切にするように相手も大切にし、自分と相手が関係し合うそのプロセスも大事にしていきたいと私は思います。

あんほうあんはんたいこうどう ほうこく
安保法案反対行動の報告

せんそう 戦争をさせないワーカーズ

おまえ 大前 美希子

9月16日に「命と暮らしを護るピースプロジェクト戦争をさせないワーカーズ」と「ピープルファースト奈良」からこのまま、だまっちゃいられない!!ということで奈良県内の障害者団体に呼びかけをし、反対集会とデモ行動を行いました。

当日は小雨が降る中ではありましたが、ちいしば園は生活介護事業を休止し職員とメンバーも参加し総勢130名の当事者、支援者が集まりました。集会では「私たちは障害のある人もない人もともに平和に暮らす国やまちをつくるために行動します」などの決議文を確認しました。

集会も終わり、いよいよJR奈良駅から興福寺までのデモ行進です。みんなで力を合せて「障害者を排除するな」「国は憲法を守れ」などのシュプレヒコールを力強い声で叫びました。デモ行進している時に「頑張って」とあたたかい声を掛けて下さる方や、集会の準備をしている時も国会前のデモに参加した方が、「みんなで、おかしいことはおかしいと言っていこう」と力強いお言葉を頂いたりしました。

憲法違反の安保法案には反対の大行動も当事者、支援者、声を掛けて下さった沿道のみなさんのおかげで無事終えることが出来ました。

最後になりますが安保法案は国民の声を聽かずに強行採決されましたが、内閣が憲法をないがしろにすることは絶対に許せません。私たちは今後も武力や威嚇ではなく真の平和を求め続けるために活動をしていきます。



かいしょくいん ちいしば会職員リレー エッセー



～支援の場面で納得できなかった事～

えん いそみち かおり
ちいしば園 磯道 香織

まえ 「お前らがほったらかしだったから、俺が尻拭いさせられとる!!」
ぶもん はいちがあとせんぱいしょくいん いことば
部門の配置換えの後、先輩職員に言われた言葉です。

とき ことば さきわたし なかいろいろ いみなそんざい つづ
その時はこの言葉が、この先私の中で色々な意味を成して存在し続けるとは思いませんでした。
すうねんまえ ことわたし ぶもん けんめい しょくいん い
数年前の事です。私がいた部門では、懸命に支援に励んでいたつもりでしたが、職員の入れ替わ
りが激しい中で、経験年数の短かった私たちは良い結果に結びつける事が出来ない状況が続いて
いました。

じぶん ふがい なみだ で
自分の不甲斐なさに涙が出ることもありました。

ころ なことば たい
そんな頃に投げかけられたこの言葉に対して、

なんたす なん い なつとくで
「じゃあ何で助けてくれなかったの?」「何でそんなことを言われなきゃいけないの?」と納得出来
ず、色々な想いが頭の中をグルグル回りました。自分の担当じゃなから知らん顔で、いざ自分の
たんとう もんく い わたし ザつたい
担当になつたら文句を言うなんてひどい!!私は絶対そうならない!!

ころ わたし ふう とら
その頃の私にはそんな風にしか捉えられませんでした。

じかん けいか せんぱいしょくいん とも しごと けいけん つ い
しかし時間が経過し、たくさんの先輩職員と共に仕事をして経験を積んで行くうちに、あの時の
わたし こま たす ほ たす もと ぜんりょく がんば おも
私は、「困っているから助けて欲しい」と助けを求めていただろうか?全力で頑張っていると思い込
んでいただけじゃないのだろうか?私が思っていた以上に、的確なアドバイスを与えてくれ、フォ
ローしていくのに気づかなかっただけなのかも知れない。。。そう考えられるようになりました。

いことば はんのう じぶん き あらた ことば つか かた たいせつ かんが
言われた「言葉」にだけ反応していた自分に気づき、そして改めて言葉の使い方の大切さを考え
きかい
る機会となりました。

しょくいんどうし りょうしゃ かんけい きず うえ ことば じゅうよう やくわり ひと おも
職員同士もですが、利用者さんと関係を築く上で「言葉」は重要な役割の一つだと思います。だ
からこそ、自分が使った表現は正しかったのだろうか?と自問自答しながらこれからも頑張って行
きたいと思います。

つぎ いのうえ わた おも
次は、グループホームの井上さんにバトンを渡したいと思います。

ねが
よろしくお願いします。

ひつづ しょん ばめん なつとく
テーマは引き続き「支援の場面で納得できなかった事」です。

だれ しゅやく
誰もが主役に・・・えん おくだ ようこ
ちいしば園 奥田 陽子

ちいしばだより 204号の「知的障害をもつ人に対する『合理的配慮』について考えてみよう!⑤」でもお伝えしたように、ちいしば園利用者のみなさんの作業活動として、老人福祉センターにある温泉の受付窓口業務を今年の5月より始めています。

入浴に来られたお客様さんに脱衣場のロッカーのかぎを渡したり、入浴回数券の販売を行なったりするのですが、初めの頃は、知的障害をもつちいしば園利用者とお客様とのやりとりがスムーズにいかず、互いに戸惑う場面もありました。作業に慣れず時間がかかり、お客様から「まだかいな~」と言われることも…。しかし、「あんた何ゆうてんの! 私らなんぼでも時間あんねんから待ってたりや~。やり方の順番があるみたいやで! うまいことしてくれはるわ~」と別のお客さんがフォローして下さったこともありました。また、館内の清掃作業をされている方も困っている場面を見かけると、「どないしたん? 何かあったんか?」と、よく声をかけて下さいます。

こうして毎日やりとりを交わすうちに少しずつ理解が得られるようになり、最近では、「にいちゃん! しつかりがんばりや!」「ここ来たら、また来てね~ってゆうてもらえるから元気でるわ! また来るわね~」と言ってもらえるようになってきました。ちいしば園の利用者が作業に慣れてきただけでなく、日が経つにつれお客様も慣れてきて下さったのだと思います。

業務を始めて1ヶ月半程経った頃から、支援者は付き添わず利用者のみなさんだけで受付をしてもらっています。障害特性に応じた様々な工夫をしたり道具を準備したりすることにより、支援者が常にそばにいなくても、一人一人が主役となり自身の力を發揮し、生き生きと応対することができます。知的障害をもつ人たちがサービスの受け手としてではなく、

「社会を支えていく一員」として活躍しているのです。

最後になりましたが、三郷町社会福祉協議会の職員の方々をはじめ、地域住民の皆様、いつも温かく見守って頂きありがとうございます。



2015ちいしばクリスマスクッキー



マカダミアナッツがたっぷり入ったとってもリッチな『マカダミアナッツ&チョコチップクッキー』とパンホーテンココアとクーベルチョコを使用した濃厚な『ココアクッキー』の2種類が入っています。

☆1袋 300円 (内容量 100g)

販売期間 12月1日~25日

ご予約受付中です!!



**ちいしばクリスマスコンサート
2015**

たの
「ギターとチェンバロで楽しむクリスマスコンサート」

12月12日 (土) がつ にち ど
開場 14:30 開演 15:00

会場 ちいしば
《 演奏者 》
◆ チェンバロ : 河野 まり子 ◆ ギター : 松本 吉夫

《 プログラム 》

A.ヴィヴァルディ : 「ギター協奏曲 ニ長調 RV93」、(ギター&チェンバロ)
J.H.ダングルペール : 第2組曲 (チェンバロ)
G.シュベルトベルガーの「二人の為の4つの作品より第1番」 (ギター&チェンバロ)
R.ジナタリ : ショーロ (ギター&チェンバロ)

ギターナ曲コーナー

F.ターレガ「アルハンブラの想い出」
スペインの曲「禁じられた遊び」
ロシア民謡「二つのギター」
H.マンシーニ「ひまわり」
M.ロドリゲス「ラ・クンパルシータ」

チェンバロ名曲コーナー

G.F.ヘンデル : 調子の良いかじ屋の変奏曲
J.S.バッハ : ゴールドベルグ変奏曲のアリア
F.クープラン : 恋のうぐいす
J.P.ラモー : 鳥のさえずり
L.C.ダカン : かっこう

★チケットはちいしば園、愛の園幼稚園で予約・販売しています

★大人:1000円 こども:(小学生以下)800円

【スウィーツセット付 (お菓子+飲み物)】

★チケット予約・販売・お問い合わせ

ちいしば園 住所 : 奈良県生駒郡三郷町勢野北5-6-14
TEL 0745-72-1923



☆月々 (2015年8月1日～2015年9月30日)

安部ひとみ(8.9)、井戸上聰・侑子(8.9)、上野山有希子(4～3)、大西眞規子(8.9)、小澤千恵子(8.9)、
 小野寺彩子(8.9)、岡本啓子(6～8)、木ノ脇悦郎(8～10)、木村和子(8.9)、篠原範子(8.9)、
 ト田啓三・昭子(7～9)、高倉常子(8.9)、高谷三郎(8.9)、田中廣子(8.9)、田中伸一・真紀子(8.9)、
 筒井早苗(8.9)、塚原一典(3～9)、中野みち(4～7)、中園大三郎(8.9)、中村康子(8.9)、中村由美子(4～9)、
 永井雅子(8.9)、永田清子(7)、新居サツキ(8)、西浜榎和(7.8)、馬場隆昭(5～9)、備後直子(8.9)、
 福田容子(8.9)、藤澤信弘・ゆき子(8～10)、藤澤信也(8～10)、本圓喜代美(8.9)、牧村スマ子(8.9)、
 松藤みどり(8)、松村上子(8.9)、宮崎信子(4～3)、本岡信光・真(8.9)、森山幸子(8.9)、山内イネコ(6～8)、
 山内敦子(8.9)、保井裕之(6～9)、吉田和子(5～9)、吉田幸子(8.9)、樋口さつき(9)、中村ここみ(9)、
 奥田しづる(9)、鈴木りこ(8.9)、森田美和(8.9)、田中涼葉(8.9)、河内はるのすけ(9)、深澤ゆうすけ(9)、
 石川悠(8)、吉兼瑛大(9)、高田桜(8)、富田忠一・直美(8.9)、和田泰子(8.9)、米田守(7～10)、橋本勝寿(8.9)、
 黒川正通(8.9)、木村朋子(8.9)、信田裕香(8.9)、森川佳紀(8.9)、新谷貴雄(8.9)、木下好司(8.9)、
 小川あゆみ(8.9)、田中謙輔(8～12)、阿波宏晃(8.9)、原武史(8.9)、斎藤総一郎(8.9)、井原由夏(8.9)、
 谷野裕悟(8.9)、石原慎也(8.9)、西村周也(8.9)、西田久美子(8.9)、藤原小百合(8.9)、梶原拓馬(8.9)、
 梅田敬子(7～9)、辰巳普宣(8.9)、梅野玲子(8.9)、藤本千絵(8.9)、長尾良子(8.9)、松本敬子(8.9)、
 小倉奈々(8.9)、坂本友希(8.9)、中森未来(8.9)、竹下由里子(8.9)、濱野由利子(8.9)、吉田陽亮(8.9)、
 吉村公嘉(8.9)、東岡慎也(8.9)、船井裕史(8.9)、大谷龍樹(8.9)、岩本咲人(8.9)、村上智子(8.9)、
 吉井紗英(8.9)、山田援(8.9)、柳瀬弘一(8.9)、吉岡佳菜(8.9)、辰巳真奈美(8.9)、高見良平(8.9)、佐野仁美(5.6)

☆一括 (2015年8月1日～2015年9月30日)

竹内圭子、中島佳代子、レインボーラブ、仲嶋一訓・千佳・駿

以上 敬称は略させていただきます

二〇〇〇年十二月十二日 第三種郵便物承認

毎月

(一・二・三・四・五・六・七・八の日) 発行

KSKS ちいしばだより

編集人／ ちいしば会後援会

年6回 頒価 50円

連絡先／ 奈良県生駒郡三郷町勢野北5-6-14

TEL：0745-72-1923 FAX：0745-31-5760

発行人／ 関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F